

|          |                      |
|----------|----------------------|
| 原義保存期間   | 10年（令和17年12月31日まで保存） |
| 施行文書保存期間 | 10年（令和17年12月31日まで保存） |

交 指 甲 達 第 7 6 号

交 企 甲 達 第 1 0 7 号

令 和 7 年 1 2 月 2 2 日

部課署長 殿

石 川 県 警 察 本 部 長

### 交通事故に係る被害者支援の一層の推進について（通達）

対号 平成27年2月5日付け交指甲達第9号、交企甲達第13号「交通事故に係る被害者支援の一層の推進について（通達）」

交通事故に係る被害者支援については、対号に基づき、推進しているところであるが、この度、下記のとおり新たに通達することとしたので、交通事故被害者等に対する適切な被害者連絡の一層の推進に努められたい。

なお、対号については廃止する。

#### 記

##### 1 被害者連絡の確実な実施に係る体制の強化

被害者連絡の対象となる重大事故事件のうち、死傷者多数の場合、重大な違反を伴う場合、一方当事者の供述以外に証拠が得られないおそれがある場合、交通事故被害者等から捜査に対する苦情や要望を受けた場合等、被害者連絡において組織的な対応が必要と認められる事案（以下「重大特異事案等」という。）については、早期に本部長等の指揮を受け、組織的かつ斉一な被害者連絡が実施される体制を確立することとする。

###### (1) 被害者連絡調整官について

###### ア 設置

交通指導課に被害者連絡調整官を設置するものとする。

被害者連絡調整官は、交通事故被害者等に対する被害者連絡の経験が豊富な警視又は警部の階級にある者で、交通事故事件捜査統括官以外の者をもって充てるものとする。

###### イ 任務

(ア) 交通事故被害者等に対する被害者連絡の総括に関すること。

- (イ) 重大特異事案等発生の際に、交通事故の被害者又はその遺族（以下「交通事故被害者等」という。）に対し多機関ワンストップサービスによる支援の希望を聴取するなど、確実かつ適切な被害者連絡が実施されるよう指揮するとともに、本部の県民支援相談課を始めとする関係各課と連携調整を図ること。
- (ウ) 警察署等の被害者連絡責任者に対し、交通事故被害者等に対する被害者連絡に関する指導を行うこと。
- (エ) 交通事故被害者等に対する被害者連絡における説明内容及び説明方法について必要に応じ担当検察官と協議を実施するとともに、当該協議結果に基づき警察署等の被害者連絡責任者に対し指導を行うこと。
- (オ) 適切な被害者連絡の実施に資する教養を企画・立案するとともに、警察署等の被害者連絡責任者に対して教養を行うこと。
- (2) 被害者連絡調整官補佐について
- ア 設置
- 交通指導課に被害者連絡調整官補佐を設置するものとする。
- 被害者連絡調整官補佐は、交通事故被害者等に対する被害者連絡の経験が豊富な警部又は警部補の階級にある者で、交通事故事件捜査統括官以外の者をもって充てるものとする。
- イ 任務
- (ア) 重大特異事案等発生の際に現場臨場し、交通事故事件捜査統括官と連携を図りながら、事案の概要を把握し被害者連絡調整官に速報するとともに、発生警察署等の被害者連絡責任者に対し、被害者連絡に係る助言・指導を行うこと。また、被害者連絡調整官の指揮を受け、必要に応じ自ら被害者連絡を行うこと。
- (イ) 被害者連絡調整官の指揮を受け、警察署等における被害者連絡実施状況について点検・検証すること。
- (ウ) 警察署等の交通専務員に対して、適切な被害者連絡に資する教養を行うこと。
- (3) 交通事故事件捜査統括官との緊密な連携

- 被害者連絡調整官等は、交通事故に係る被害者連絡の推進に当たって、交通事故事件捜査統括官と緊密な連携を図るものとする。
- 2 交通事故被害者等の心情に配意した被害者連絡に係る教養の推進
- (1) 被害者連絡調整官等による教養
- ア 被害者連絡調整官は、交通事故被害者等の心情に配意した被害者連絡を推進するため、交通任用科教養、交通事故捜査専科教養等において、適切な被害者連絡の実施方法についての教養を推進するとともに、定期的に警察署等

の被害者連絡責任者を招致して、又はリモート等により適切な被害者連絡の推進に関する教養を実施するものとする。

イ 被害者連絡調整官補佐は、業務指導等の機会を捉えて積極的に警察署等に赴き、交通専務員に対し、交通事故被害者等の心情に配意した被害者連絡の重要性及び被害者連絡制度の趣旨などについての教養を実施するものとする。

(2) 交通事故被害者等による講話

被害者連絡調整官は、警察署等の被害者連絡責任者等に対し、交通事故被害者等による講話や被害者連絡担当者やカウンセラー等による経験談を聴講させる機会を設けることとする。